

岡山県温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に対する評価・提言

＜要旨＞

2011年3月

岡山県温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 評価検討委員会

1. 本提言の背景と目的

岡山県は、2009年に「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（以下、GHG公表制度）を創設し、県内の主要な排出源の工場や発電所、運送事業者などの排出特性の把握を目指している。GHG公表制度では、特定事業者（大規模工場や発電所）は、2つの報告義務が課されている。1つは、温室効果ガス排出量削減計画（以下、GHG削減計画）を計画期間（5年以内の期間）毎に作成し、知事に提出することである。もう1つは、毎年度、前年度のGHG排出量やGHG削減計画に基づいて実施した措置の状況について温室効果ガス排出削減実施状況等報告書（以下、実施報告書）を知事に報告することである。

環境情報の公開は環境政策の基盤であり、岡山県のGHG公表制度の成果が注目されるが、事業者から提出された2010年度の報告書をみると、温暖化対策を制度設計するためには集約した情報では不十分であり、制度上の不備を改善する必要がある。本評価・提言では、まずGHG公表制度の妥当性を検証して評価を行い、次に、工場や発電所などでの温暖化対策を促進させるためにGHG公表制度を活かすように提言を試みる。

2. 特定事業者の温室効果ガスの排出実態

岡山県GHG公表制度で対象の288の特定事業者は、2009年度の温室効果ガス排出量が3,446万t-CO₂となり、そのうち94%を製造業と鉱業が占めた。その他については、業務（エネルギーと運輸以外のサービス業）が4.0%、運輸業が0.8%であった。

製造業の中でも鉄鋼業が10社で1,784万t-CO₂（対象事業者全体の52%）、これに化学、石油製品、窯業土石という素材とエネルギー製品を製造するエネルギー多消費業種の61社で2,940万t-CO₂（対象事業者全体の85%）を占めた。大口排出事業者に注目すると、JFEスチール倉敷だけで対象事業者全体の48%を占め、これにJX日鉱日石エネルギー水島製油所、旭化成ケミカル水島製造所、三菱化学水島事業所を加えた4事業所が、県のGHG公表制度の対象288事業者排出量の70%を占めた（表1.2）。

GHG公表制度の成果は、①排出量の大きな事業者や業種の実態を把握することで重点対策を検討できること、②公表値から同じ業種の事業者の原単位を比較できるので、事業者間で対策の優劣や、目指すべき原単位水準の手がかりが得られることである。

3. 岡山県GHG公表制度で改善すべき点

本評価・提言では、施行されたばかりの岡山県のGHG公表制度と排出削減計画を分析した結果、改善すべき点がいくつか明らかになった。

第1に、実施報告書では、事業者全体での排出量などのデータが提示されているが、事業所毎にデータを細分化すべきである。また、事業者が任意に指標を設定しているため、比較可能なデータの提出を求めるように制度を変更すべきである。さらに、排出実態のデータは外部機関がその妥当性を検証すべきである。

第2に、GHG削減計画では、事業者が目標年度を任意で設定でき、数値目標を原単位

と総量のどちらかを選択できる。だが、少なくとも総量を持たなくては排出削減を確実に達成できる保証がなく、原単位目標には効率性改善という意味もあり、両方の目標を策定するように義務づけるべきである。そして、その数値目標をどのような根拠に基づいて設定したのかを詳細に説明させるべきである。さらに、その目標と実施計画の妥当性については、県の研究機関などで検証していくことも検討すべきである。

第3に、GHG削減計画では、対象の288事業者のうち、総量目標を選んだのは90事業者、原単位目標を選んだのは198事業者である。総量目標を選んだ90事業者のうち、82事業者は総量削減目標を設定した。原単位目標を選んだ198事業者のうち、154事業者は省エネ法努力目標を満たす目標を設定しているが、原単位が悪化する目標は2事業者、変わらないとしたのは5事業所、改善するが省エネ法の努力目標（毎年1%エネルギー効率改善）に満たない目標が37事業者あった。原単位目標でかつ総量が減少する目標をたてた事業者が148で、総量増加は44事業者であった（表2.2）。数値目標を設定するためには、排出削減対策を検討する必要がある。GHG削減計画では、対策方法を羅列するだけでなく、主要な対策について削減見込み量と、その根拠になる指標（省エネであれば機器の効率など。燃料転換や再生可能エネルギー転換であれば転換エネルギー量や種類など）が示されることが望ましい。

4. 岡山県を含めた地域排出量取引制度の検討を始めるべき

GHG公表制度は単に情報を集約して一般に公開するだけではあまり意味がない。世界の動向をみると、わが国でも国際制度とリンクした排出量取引制度が運用される可能性が高く、事業者はその制度に備える必要がある。県は、岡山県や広域の地域排出量取引の制度設計について専門家や市民などが参加する検討会を立ち上げて、具体案を検討すべきである。その際、単なる排出枠の取引にとどまらずに、中山間地域の過疎化対策や地域活性化につながる視点が重要である。

表 1.2 岡山県 GHG 公表制度による大口 4 事業者の 2009 年度温室効果ガス排出量

事業者	業種	温室効果ガス排出量 [万 t-CO ₂]
対象事業者全体		3,446 (100%)
エネルギー多消費 4 事業者		2,421(70.3%)
JFE スチール	鉄鋼業	1,660 (48.2%)
JX 日鉱日石エネルギー	石油製品製造業	395 (11.5%)
旭化成ケミカルズ	化学工業	203 (5.9%)
三菱化学	化学工業	162 (4.7%)

表 2.2 対象事業者の目標 (2) 総量目標/原単位目標と総量増減

	全体	総量が増加	総量が一定	総量が減少
全体事業所数	288	48	11	229
総量目標	90	3	5	82
原単位目標	198	44	6	148